

議案第 9 号

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

民法（明治 29 年法律第 89 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険条例（昭和 40 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「20 歳」を「18 歳」に改める。

附則第 3 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条から第11条 略</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第11条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度(結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の市町村民税(同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。</p> <p>(1)18歳以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2)18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2から6 略</p> <p>第5章から第8章 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条から第11条 略</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第11条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度(結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の市町村民税(同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。</p> <p>(1)20歳以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2)20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2から6 略</p> <p>第5章から第8章 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p>

3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4から8 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4から8 略